

個人情報に記載する書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、患者の診療情報提供書（以下「書類」という。）を医療機関Xに送付すべきところ、同一の名称の医療機関Yへ誤送付した事案が発生しました。このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、患者ID、診療内容等

2 事案の経過

○令和6年5月22日（水）

医師が、患者の書類を、医療機関Xに送付すべきところ、同一の名称の医療機関Yに送付した。

○5月29日（水）

医療機関Yの担当者から病棟あて電話連絡を受け誤送付が発覚。

医療機関Xに送付する書類の作成時に、同一の名称の医療機関Yを誤って入力し、医療機関Yへ送付していた。

○5月30日（木）

12時頃

当該診療科の主任部長が医療機関Yあて謝罪し、誤送付した書類を取りに行く旨伝えたところ、シュレッダー破棄するとの返答で、適切な破棄を依頼した。

18時頃

医師が、患者に電話で経緯を説明し、謝罪した。

3 誤送付の原因

医師が書類を作成する際、医療機関の名称及び所在地に誤りがないか、十分確認しなかったため。

4 再発防止策

医師に対し、書類を作成する際、医療機関名及び所在地の確認を徹底するよう厳重注意した。センター職員に対し、個人情報の取り扱いについて再度、注意喚起を行う。